

Fruit of the Loom

ソーシャル・コンプライアンス マニュアル ライセンシー向け



Bestform



VANITY FAIR JERZEES

更新：2023 年 12 月

目次

定義.....	3
一般的なコンプライアンス・プログラムの要件と制限	4
FOTL 所有のコンプライアンス・プログラムの概要	5
1. 新規取引先工場登録	
2. 継続的なモニタリング	
3. 工場への発注がない場合	
ライセンサー所有のコンプライアンス・プログラムの概要	8
1. プログラムの要件	
2. 報告に関する仕様	
3. ソーシャル・コンプライアンス・プログラムの継続的なモニタリング	
4. プログラムへの参加継続	
5. 報告要件のフローチャート	10
FOTL のソーシャル・コンプライアンス マニュアル承認フォーム	11



定義

1. **監査**： 工場の労働環境が、国内または国際的な労働基準に基づく行動規範やベンチマークを遵守しているかどうかを検証するために監査人が実施する評価プロセス。
2. **監査会社**： 社会的責任監査基準に基づいて工場を評価する会社。
3. **コンプライアンス オーナー**： 工場のソーシャル・コンプライアンス プロセスを推進する任務を受けた、FOTL の CSR（企業の社会的責任）チームのメンバー。
4. **改善計画（CAP）**： ソーシャル・コンプライアンスやセキュリティ・アセスメント・レポートの指摘事項を改善するための方法を詳述した行動計画。CAP には、各指摘事項、指摘事項の根本的な原因、改善に必要なアクション、責任者、最終期限日時、およびアクション完了のステータスが記載されている。
5. **FOTL 所有のコンプライアンス・プログラム**： FOTL がサプライチェーンのソーシャル・コンプライアンス状況をモニタリングするうえで基準となるソーシャル・コンプライアンス・プログラム。
6. **業界監査**： 特定の業界内で開発され認められている社会的責任監査基準。
7. **ライセンサー所有のコンプライアンス・プログラム**： ライセンサーがそのサプライチェーンのソーシャル・コンプライアンス状況をモニタリングするうえで基準となるソーシャル・コンプライアンス・プログラム。
8. **マルチステークホルダー・イニシアチブ（MSI）**： 複雑な開発課題や開発目標に対するソリューションを実現するために、政府、市民社会、民間企業が結集し、対話、意思決定、実施に参加することを求めるガバナンス構造。
9. **下請け業者**： Fruit of the Loom（またはその関連会社）の発注書に記される発注先サプライヤー以外の業者で、弊社製品の生産に直接関わるサプライヤーのプロセスを請け負う。下請けプロセスの例としては、裁断、縫製、またはその後の作業（例：刺繍、プリント、ブランド入り完成品の洗いなど）がある。
10. **Tier 1 サプライヤー**： 完成品を出荷する主要メーカー。下請け業者も含まれる。



一般的なコンプライアンス・プログラムの要件と制限

弊社では、ライセンシー各社のソーシャル・コンプライアンス・プログラムが FOTL 所有またはライセンシー所有プログラムとして適格性を有するかどうかを判断するために、ライセンシーの皆様へライセンシー CSR アンケートのご提出をお願いしております。ライセンシー CSR アンケートに関するご質問等がございましたら、専任のコンプライアンス オナーまでお問い合わせください。

紛争鉱物：ライセンシーの皆様には、Fruit of the Loom との契約開始時に各社のサプライチェーンの代表として「紛争鉱物の報告に関するアンケート」を **1 回**提出していただくことになっております。また、毎年ライセンス パートナーから選ばれた数社に、同じフォームを再度ご提出いただいております。貴社が選ばれた場合はご連絡いたします。

サプライチェーンマッピング：ライセンシーの皆様へ、サプライチェーン全体の原材料の調達元を特定していただく必要があります。これには、繊維機械加工業者から、装飾品を含む原材料（アパレル商品の縫い糸やゴム、ハードグッズのナット、ボルト、プラスチック、ゴム、レザーなど）のサプライヤーまで含まれます。FOTL 製品の各供給元の名前と住所は、FOTL の要請に応じて提供していただく必要があります。

地域による制限：ウズベキスタン、トルクメニスタン、ミャンマー、中国の新疆ウイグル自治区（「XUAR」）で、ライセンシーが商品または材料（綿および綿を含む糸や生地が含まれるが、これらに限定されない）を生産、製造することも、これらの地域から当該商品または材料を調達することも、別の方法で NS-CMIC リストに指定されている CMIC、BIS エンティティリストに指定されている事業体、またはそれらの子会社の活動を直接または間接的に支援することも禁じられています。前述の文書の提出を求められた場合は、FOTL の独自の裁量により満足のいく証拠を提示しなければなりません。中国と取引を行うライセンシーは、新しい制約事項を定期的に確認し、各社のポリシーや手続きが現行の経済制裁、輸出入要件に適合していることを見直す必要があります。



FOTL が所有するコンプライアンス・プログラムの概要

1. 新規工場登録 *工場への発注前に完了してください。

- a. 候補となる工場を特定したら、[Open Supply Hub](#) (OSH) にある Fruit of the Loom 工場リストを調べて、その工場がすでに弊社の生産に関わっているかどうかを確認します。工場が Fruit of the Loom の OSH リストに記載されている場合は、この工場の登録を開始する意図と、最初の発注書の発行日をコンプライアンス オーナーに通知してください。コンプライアンス オーナーは、現在または最近の懸念事項（重大指摘事項や容認不可指摘事項があり、改善が進められているなど）があれば、それらを伝えます。工場が Fruit of the Loom の OSH リストに**載っていない**場合は、工場候補としてコンプライアンス オーナーに下記の情報を提出してください。**なお、登録リクエストの処理には 10 営業日かかりますのでご了承ください。**当該工場には、FOTL の行動規範のベンチマークとサプライヤーガイドライン (<https://www.fotlinc.com/sustainability/supply-chain/resources-for-suppliers/>) の確認を求めます。
 - i. 工場プロフィール
 - ii. 有効な WRAP、BSCI、SMETA、ERSA または WCA のアセスメント（ただし、ライセンサーがベターワークのメンバーであるか、ベターワークから工場アセスメントを購入済みの場合は、ベターワークのポータル内で FOTL にアクセスしてレポートを共有することもできます）。
- b. コンプライアンスリスクがあれば、コンプライアンス オーナーはそれらを伝えます。たとえば、工場が 5 階以上ある、同じ建物内に複数のテナントが同居する、または 1 階に小売店があることはいずれもリスクですが、これらに限定されません。
- c. 労働環境を検証するには実地訪問が推奨されています。FOTL またはライセンサーが現在生産を行っていない国にある工場の場合、実地訪問は必須となっています。FOTL の製造フットプリントは、[Open Supply Hub](#) にあります。
- d. 業界監査で重大指摘事項や容認不可指摘事項がなく、その他のコンプライアンスリスクもなければ、コンプライアンス オーナーは新規取引先工場として受け入れ可能であると通知します。CAP プロセスは、「継続的なモニタリング」セクションのステップ 2h に沿って続行する必要があります。
- e. FOTL 行動規範、人身売買禁止ポスターを <https://www.fotlinc.com/sustainability/supply-chain/resources-for-suppliers/> から入手します。FOTL 行動規範、人身売買禁止ポスターを工場内に掲示し、掲示の証拠として写真を返送するように依頼します。工場で実施した FOTL 行動規範トレーニングの写真と記録（参加者リスト、日付スタンプを伴う写真、トレーニング資料）をアップロードします。



- f. 業界監査で重大視指摘事項や容認不可指摘事項が発見された場合、コンプライアンス オーナーはこの工場は取引先として受け入れられないことを通知します。この場合、工場の登録プロセスを続行するには CAP プロセスを実施して再度監査を行う必要があります。または登録プロセスを中止するようコンプライアンス オーナーに通知します。

2. 継続的なモニタリング

- a. ライセンシーは月に一度、CSR から送信される所定の通知メール内のリンクをクリックして、稼働中の工場のリストを確認する必要があります。必ずすべての工場（発注の有無にかかわらず、新しい工場候補と既存の工場）を含めてください。送信する前に、各工場の最新情報を提供し、新しい工場があればリストに追加してください。
- b. コンプライアンス監査の有効期限が切れる 3 か月前に、監査スケジューリング プロセスを開始する旨をメールでお知らせします。通知内のリンクをクリックして、アセスメントに関する次の詳細を入力します。

i. 監査のスケジュール

ii. 監査を実施する会社

ただし、サプライヤーとしての取引関係を終了することにした場合は、その最終出荷予定日が同監査の有効期限から **90 日以内**であれば、監査を実施する必要はありません。「発注のない工場」セクションに進んでその他の手順に従ってください。

- c. 工場で BSCI または SMETA の監査を受ける場合は、ステップ d に進みます。工場で WRAP、WCA、ERSA またはベターワークの監査を受ける場合は、ステップ j に進みます。
- d. BSCI 監査を実施した場合、コンプライアンス オーナーは BSCI プラットフォームにアクセスして内容を確認できます。通常、BSCI 監査の内容は監査完了日から 10 営業日以内に閲覧可能になります。SMETA 監査を実施した場合、監査レポートと CAP が入手可能になり次第、コンプライアンス オーナーに E メールで送信してください。
- e. コンプライアンス オーナーはレポートをレビューし、重大指摘事項と容認不可指摘事項が特定されている場合は文書化します。
- f. 重大指摘事項と容認不可指摘事項がない場合、コンプライアンス オーナーは有効期限と BSCI の要件（60 日以内に amfori サステナビリティ プラットフォームで持続可能性への影響と対策を提出する）のみを通知します。以上で監査プロセスが完了します。
- g. 重大指摘事項がある場合、コンプライアンス オーナーは、ライセンシーをメールの宛先とし、FOTL のサステナビリティ チームのメンバーを CC 欄に含めて指摘事項のリストを送信します。



- h. FOTL のサステナビリティ チームのメンバーは、この情報をレビューし、必要に応じて責任者に説明を求めます。必要に応じて、さらなるガイダンスを通知します。
- i. 容認不可指摘事項がレポートで特定されている場合は、コンプライアンス オーナーから以降のステップについて連絡を受けます。
- j. WRAP、ERSA または WCA の監査を実施した後、フルレポートと証明書（WRAP の場合）をコンプライアンス オーナーに E メールで送信します。ベターワークポータルを通じて弊社がベターワークアセスメントにアクセスすることを許可していただく必要があります。
- k. コンプライアンス オーナーはレポートをレビューし、重大指摘事項と容認不可指摘事項が特定されている場合は文書化して結果をライセンサーに伝えます。
- l. WRAP 監査の有効期限は、WRAP 証明書の有効期限に従います。
- m. WCA、ERSA、SMETA、ベターワークの監査の有効期限は、監査日から 1 年間です。
- n. みつかった指摘事項の改善は、個々の監査の現行プロセスに応じて実施します。
- o. 容認不可指摘事項がレポートで特定されている場合は、コンプライアンス オーナーから以降のステップについて連絡を受けます。
- p. 当該工場に、以下の書類を**毎年**提供するよう伝えてください。
 - i. [工場プロフィール](#)（工場へのリンクを提供）
 - ii. 移民を含む全従業員が理解できる言語で書かれ、工場に掲示されている行動規範と人身売買禁止ポスターの写真。
 - iii. FOTL 行動規範トレーニングの記録（トレーニング資料、**日付スタンプ付き**の写真、参加者リストを含む）。

3. 工場への発注がない場合

- a. 現在発注がない工場は、有効な監査レポートが存在すれば、最後の発注分が出荷されてから最長 6 か月は FOTL のシステムで有効なステータスを維持できます。
- b. 現在発注がなく、その工場との取引を終了する場合は、FOTL システム上、終了の手続きを取る必要があります。
- c. 工場との取引を終了する場合は、毎月提出していただく工場リストにその旨を記載してください。最終発注分の工場出荷日も含めてください。
- d. 発注分がすべて工場から出荷された後、ライセンサーは、商標が付されたもの（これには、FOTL の行動規範、人身売買禁止ポスターのほか、商標の付いた衣服、装飾、パッケージなどが含まれますが、これらに限定されません）が工場から撤収または破棄されたことを確認する責任があります。
- e. 上記を確認したら、通知メールに記載されているリンクを使用して終了確認証明書にアクセスします。



- f. 工場との関係を再開したい場合は、いつでもコンプライアンス オーナーにその旨を通知し、登録のステップに従ってください。



ライセンサーが所有するコンプライアンス・プログラムの概要

1. プログラムの要件

- a. プログラムの最小要件は次のとおりです。
 - i. 専任の CSR スタッフが少なくとも 1 人いる
 - ii. 自社所有工場と調達先工場の両方で、社会・労務コンプライアンスの内部モニタリング プロセスが導入されている
 - iii. 現在 MSI に取り組んでいる（企業または顧客主導プログラム）
- b. ライセンサー所有のソーシャル・コンプライアンス・プログラムに参加した場合、ソーシャル・コンプライアンスの管理はライセンサーの単独責任となります。ライセンサーは、工場選択、内部監査/第三者監査、労働者および管理職向けのトレーニング、新規取引先の国のデュー・デリジェンス、工場ステータスの無効化など、ソーシャル・コンプライアンスのあらゆる側面において責任を負います。

2. 報告に関する仕様

- a. このプログラムに参加するライセンサーは、そのサプライチェーン内で Fruit of the Loom 傘下のブランドを生産する予定の全工場のリストを提出する必要があります。
- b. ライセンサー所有のソーシャル・コンプライアンス・プログラムの全参加者には、以下のツールが報告目的で用意されています。
 - i. [工場プロフィール](#)
 - ii. [工場リスト](#)
 - iii. LogicManager ユーザーガイド

（これらの文書は、[Licensing Partners-CSR Teams] > [General] > [Files] セクションにあります。この概要には各ツールのコピーが添付されています。）

3. ソーシャル・コンプライアンス・プログラムの継続的なモニタリング

- a. ライセンサーは、以下の報告要件とスケジュールに従う必要があります。
 - i. 新規取引先工場の登録の際には、発注前に次の情報を提出してください。
 - a. 工場プロフィール
 - b. バングラデシュで操業する工場については、追加情報の提出が求められる場合があります。*
 - ii. ライセンサーは以下の文書を指定期限までに作成する必要があります。
 - a. 工場リスト - 毎月 10 日まで。必ずすべての工場（発注の有無にかかわらず、新しい工場候補と既存の工場）を含めてください。
 - b. 工場プロフィール - 毎年 CSR からの年次連絡で指定された期限まで。



4. プログラムへの参加継続

- a. FOTL サステナビリティ チームのメンバーは、FOTL ブランドを生産している工場を定期的に訪問し、ライセンシーのソーシャル・コンプライアンス プログラムの妥当性と有効性を検証するとともに、トレーニングとサポートが必要かを特定します。これらはあくまでも表敬訪問として実施され、監査として分類されることはありません。ただし、訪問時に特定の領域について FOTL の基準が遵守されているか審査する点にご留意ください。この訪問時には、FOTL のサステナビリティ チームのメンバーにライセンス パートナーのメンバーが同行することをおすすめしますが、必須ではありません。
- b. このプログラムへの参加を継続するには、期日を守り一貫性のある報告を行うことと、プログラムのガイドラインを遵守することが条件です。プログラム ガイドライン遵守の不履行が明らかになったときはいつでも、FOTL は同プログラムからライセンシーを削除する権利を留保します。この場合、FOTL 所有のコンプライアンス・プログラムが再開されます。

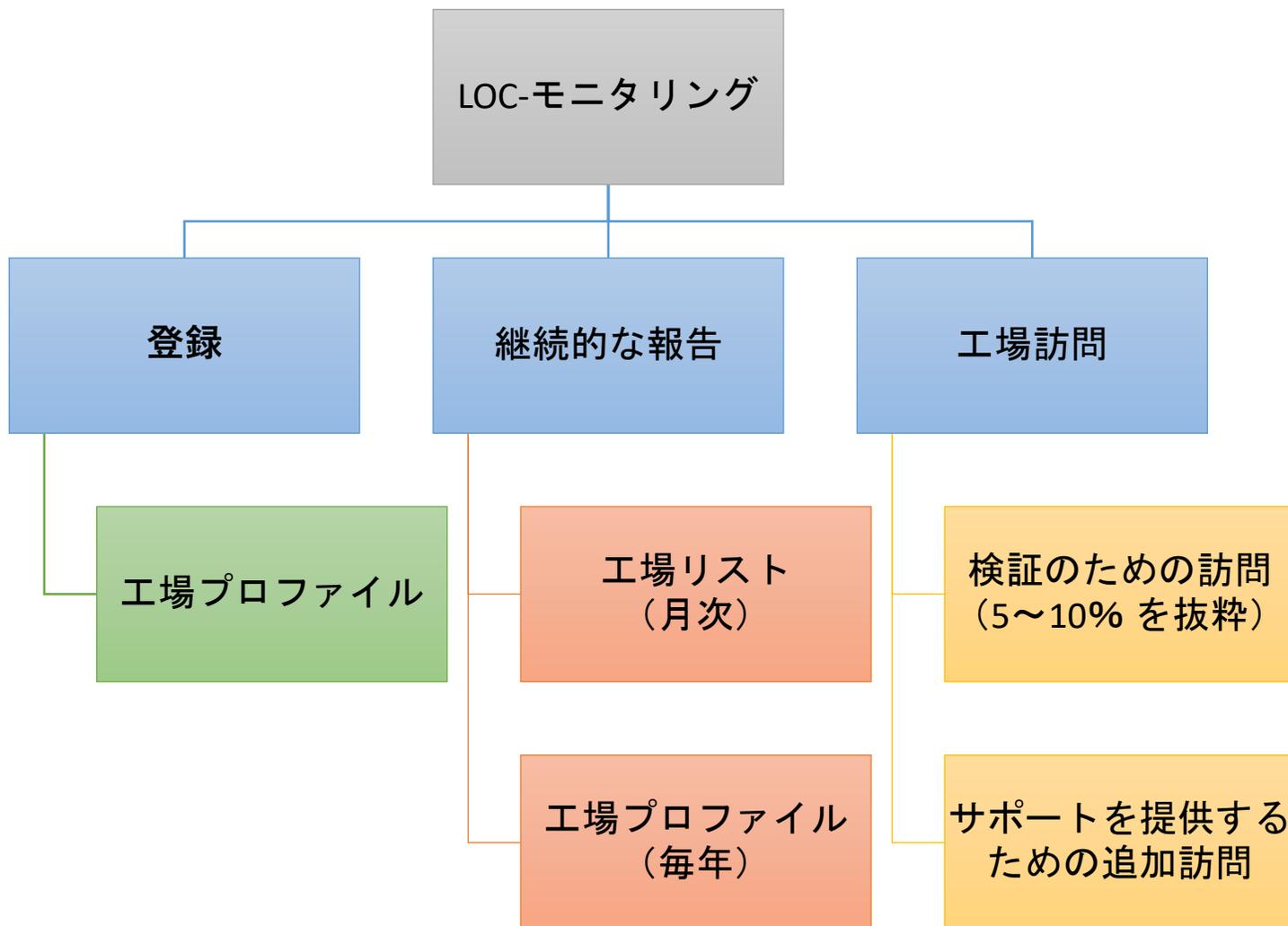
* バングラデシュで操業する工場については、登録書類を提出する際に、以下の追加情報をコンプライアンス オーナーに E メールで送信する必要があります。

- ライセンシーが Accord (RSC) /Nirapon のメンバーであるか、または Accord (RSC) /Nirapon に参加する意思があるかどうかの確認
- 構造評価、火災評価、電気評価により発覚発見された所見に対応して実施された改善措置の割合
- 改善措置の完了予定日
- 改善費用（推定額）
- 資金計画の責任
- 主要ブランド
- 構造評価、火災評価、電気評価に基づく最新の CAP

** 工場に FOTL の行動規範を掲示する場合、ライセンシーは、工場との取引終了時に、商標が付されたものと FOTL の行動規範がすべて撤収または破棄されたことを確認する責任があります。商標が付されたものが工場に残っていないことを確認するために、終了確認証明書が必要になります。コンプライアンス オーナーから終了確認証明書を送信しますので、該当する場合は署名してください。



5. 報告要件



Fruit of the Loom
ソーシャル・コンプライアンス マニュアル受領確認書

ライセンシーの名前： _____

コンプライアンス・プログラムのステータス：（1 つ選択）

FOTL 所有のコンプライアンス・プログラム

ライセンシー所有のコンプライアンス・プログラム

掲示された行動規範：（1 つ選択）

FOTL 行動規範

ライセンシー 行動規範

私は、下記に署名することにより、本マニュアルで概説されているステップと、Fruit of the Loom に対する自社のソーシャル・コンプライアンス義務を読み、理解したことを認めます。

ライセンシーの代表者（署名）

ライセンシーの代表者（記名）

役職

日付

